

201306号

宝くじ当選？
それは詐欺の手口
だゾウ！



平成25年10月 8日
島根県環境生活部環境生活総務課
(消費とくらしの安全室)
Tel 0852-22-6216 Fax 0852-32-5918
E-Mail syohisen@pref.shimane.lg.jp

消費者被害注意情報

☆**海外からの「賞金 3 億 8 千万円の仮現金支払機会に関する最初で最後の通知です。」**などとの不審なダイレクトメールに関する相談が多発しています！

きのう、県内で、オーストラリアからの宝くじ当選通知に関する相談が 20 数件ありました。

賞金を受け取れるわけではないのに、いかにも賞金を受け取れるような言い回しで消費者をその気にさせるものです。

手数料やクレジットカード情報をだまし取ろうとする詐欺行為と思われる。
絶対に返事や申込書を送らないでください。

全国的にも海外宝くじや賞金が当たったとのダイレクトメールが海外から届いたという相談が急増しています。

● 今回の不審なダイレクトメールの内容



- ① 住所、氏名が正確に印字されている。
- ② 「〇〇様、これはあなたの 2013 年 9 月 23 日付け ¥383,811,250 の仮現金支払機会に関する最初で最後の通知ですのでぜひともご返答下さい!」「〇〇様、単独 1 等当選者の確定後 3-4 週間以内に ¥38,381 万をお支払いします。」などと書かれている。
- ③ 「あなたの詳細を照合するために小切手有効化注文書をご返送下さい。」とあり、その注文書部分には「特別割引料金 ¥2,000 を同封します。」と書かれている。

- ④ 2,000 円の支払方法は、現金か郵便為替又はカードに請求になっており、カードの場合は、番号など詳細を記入するよう求めている。

● **アドバイス** 無視してください。

絶対に返事や申込書を出さないでください。

1. 申し込んでいないのに、海外宝くじや懸賞に当選することはあり得ません。
2. このようなダイレクトメールは、賞金をえさにお金をだまし取ろうとする意図のものです。
3. 日本国内で海外宝くじを受け取ると、消費者自身が違法性を問われる可能性もあります。
4. 一度でもお金を送ると、複数の業者から次々とダイレクトメールが送られてくるようになります。

困ったときには、お住まいの役場の相談窓口または県消費者センターにご相談ください。

相談電話 県消費者センター 0852-32-5916 石見地区相談室 0856-23-3657